

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況（令和 2 年度）

1 専門家派遣・相談等支援事業について

(1) 「宮城働き方改革推進支援センター」の設置

ア 委託先：TMC 仙台

イ 開設日：TMC 仙台で毎日（土日祝祭日を除く）

ウ 相談受付等の実績（令和 3 年 2 月末現在）

年 度	窓口相談の件数	派遣相談
H26	117 件	9 件
H27	80 件	6 件
H28	162 件	33 件
H29	185 件	18 件
H30	355 件	169 件
R 1	734 件	281 件
R 2	403 件	99 件

(2) 周知と広報の取組み

センターの設置に関して、宮城労働局のHPでの公表や新聞掲載の他、関係団体・各種団体等への広報等を行った。

また、センターの実施する「個別相談」、「企業訪問相談」「セミナー開催・講師派遣」等の事業に関する広報を随時実施した。

2 助成金について

申請件数、交付決定・認定件数は別紙のとおり。

業務改善助成金の申請にあたり、最低賃金が改定される前での申請が有効であることから、6月に賃金設定や業種から助成金の有効な活用が期待できる県内中小企業（104社）に対し、リーフレットと活用事例集を送付し、助成金の活用を促した。

また、補正予算の成立に伴い業務改善助成金が拡充（より利用しやすいよう低額の賃金引き上げ額に対応した新コースの追加）された2月に、賃金水準が比較的低い業種の団体等（36団体）に対して、改正内容の周知を行い、リーフレットを配布した（約2千部）。

さらに、宮城県社会保険労務士会が行う県内の社会保険労務士を対象としたセミナー（2月）及び事業主団体が行う説明会（2月にのべ3回）で業務改善助成金の周知と活用を促したほか、年間を通じて宮城労働局職員が啓発指導等で事業所訪問した際にリーフレット等の資料を持参して事業主に対し

活用を促した。

その他、宮城労働局メールマガジン等の広報ツールを使用した周知活動を積極的に行った。

賃金引上げに関する各種助成金の申請、決定状況

令和3年2月末現在

種 類	助成要件	申請件数 (※)	交付決定・認定件数 (※)
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合	19件	10件 令和元年度 9件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した場合	46件	46件 令和元年度 34件
人材確保等助成金 (人事評価改善等助成コース)	生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る場合	29件	27件 令和元年度 12件

※キャリアアップ助成金、人材確保等助成金については、計画届出件数及び計画認定件数を計上。